有期契約職員等に対する給与規程

［　制定　令和６年３月28日
　最終改定　令和６年３月28日　］

（総則）

第１条　この規程は、公益社団法人におい･かおり環境協会（以下「本協会」という。）定款第55条の規定に基づき、本協会有期契約職員等（以下「契約職員」という。）に対する給与の支給について定めるものである。

（適用範囲）

第２条　この規程は、次の契約職員に適用する。

一　継続職員

二　有期契約職員

三　無期契約職員

（給与の種類）

第３条　契約職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

２　継続職員の俸給は、再雇用規程で定めるところによる。

３　有期契約職員及び無期契約職員の俸給は、最低賃金法に基づく本協会の主たる事務所が所在する地域の最低賃金に、勤務成績、能力及び業務経歴等を考慮して会長が定める額を加算した時間給とする。

４　諸手当は、超過勤務手当、通勤手当及び特別手当とする。

５　超過勤務手当とは、時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当とする。

６　特別手当とは、賞与及び決算賞与とする。

（給与の支給日及び支給方法）

第４条　給与（通勤手当、超過勤務手当及び特別手当を除く。）の支給日は毎月25日とし、一の給与計算期間の全額を職員に対し支払うものとする。

２　前項の支給日が、職員就業規則に定める休日にあたるときは、支給日の以前の日で基も近い職員就業規則に定める休日以外の日とする。

３　通勤手当及び超過勤務手当は、一の給与計算期間の分を次の月の給与計算期間における支給日に支給する。

４　賞与は６月10日と12月10日に支給するものとし、支給日が、職員就業規則に定める休日にあたるときは、支給日の以前の日で基も近い職員就業規則に定める休日以外の日とする。

５　決算賞与を支給する場合は翌年度４月末日までに支給するものとし、支給日が、職員就業規則に定める休日にあたるときは、支給日の以前の日で基も近い職員就業規則に定める休日以外の日

とする。
６　次に掲げるものは、給与から控除するものとする。
一　源泉所得税
二　住民税
三　健康保険(介護保険を含む)及び厚生年金の保険料の被保険者負担分
四　雇用保険の保険料の被保険者負担分
五　職員の代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
六　その他法令に別段の定めがあるもの

（通勤手当）
第５条　契約職員で交通機関を利用する者に対し、通勤手当として本人の住居の最寄り駅から、本協会事務所の最寄り駅に至る通勤経路の実費を原則として支給する。ただし、休業及び休職等で実勤務のない月については支給しない。

（時間外勤務手当）
第６条　有期契約職員等に対する就業規則の規定により時間外勤務することを命じられた契約職員に対する、時間外勤務手当を以下の計算により得た額を支給する。
２　１ヶ月の時間外勤務時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。なお、この場合の１か月は毎月１日を起算日とする。
一　時間外勤務が45時間以下の時間 25%
二　時間外勤務が45時間を超え60時間以下の時間 35%
三　時間外勤務が60時間を超える時間 50%
３　１年間の時間外労働時間数が360時間を超えた部分については、40%（前項第三項に該当する時間は50%）とする。なお、この場合の１年は毎年４月１日を起算日とする。
４　時間外勤務手当は、次の算式により計算して支給する。
一　１ヶ月45時間以下の時間外勤務手当
時間給×1.25×１ヶ月45時間までの時間外勤時間数
二　１ヶ月45時間を超え60時間以下の時間外勤務手当
時間給×1.35×１ヶ月45時間を超え60時間までの時間外勤時間数
三　１ヶ月60時間を超える時間外勤務手当
時間給×1.5×１ヶ月60時間を超える時間外勤時間数

（休日勤務手当）
第７条　有期契約職員等に対する就業規則の規定により休日勤務することを命じられた職員の内、代休を取った職員に対して、、休日勤務勤務手当を以下の計算により得た額を支給する。
２　休日とは、有期契約職員等に対する就業規則に定めるものとする。
３　事務局長より休日振替を指定されて、休日に割り振られた日に勤務した契約職員にあっては、その日を休日として休日勤務手当を支給する。
４　休日に正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、前条に基づいて計算した時間外勤務

手当を支給する。

５　休日勤務手当は、次の算式により計算して支給する。

時間給×1.35×１ヶ月間休日勤務時間数

（深夜勤務手当）

第８条　有期契約職員等に対する就業規則の規定により時間外勤務又は休日勤務することを命じられた契約職員が、午後10時から午前5時までの間の勤務（以下、「深夜勤務」という。）をした場合には、以下の計算により得た額を手当を支給する。

一　休日勤務を除く時間外労働が深夜勤務に及んだ場合

時間給×（1.25+0.25）×休日勤務を除く１ヶ月深夜勤務時間数

二　休日勤務が深夜勤務に及んだ場合

時間給×（1.35+0.25）×休日勤務の１ヶ月深夜勤務時間数

（賞与）

第９条　特別手当は、６月１日及び12月１日（以下、これらの日を「基準日」という。）に在職する契約職員に対して支給する。

２　特別手当の支給額は、基準日現在において受けるべき時間給に１か月平均労働時間数を掛けたものに支給割合を乗じて得た額とする。なお、新規採用者（各基準日の直前の基準日の翌日以降の採用者）については、採用日から各基準日の属する月の末日までの月数（端数切上げ）により月数／６を更に乗じるものとする。

３　特別手当の支給割合は、会長が契約職員の勤務状態、経験、技能、及び業務の都合等を総合的に勘案し、職員ごとに決定する。

（決算賞与）

第10条　会長は、３月31日に在籍している契約職員に対し、当該年度における協会の財務の状況を判断し、特別手当を支給することができる。この場合の各契約職員の支給額は、当該年度における各契約職員の勤務状態、経験、技能、及び業務の都合等を総合的に勘案し、会長がその都度決定する。

２　決算賞与を支給する場合は翌年度４月末日までに支給するものとし、支給日が、職員就業規則に定める休日にあたるときは、支給日の以前の日で基も近い職員就業規則に定める休日以外の日とする。

（給与の減額）

第11条　有給申請がなされていない、もしくは欠勤、遅刻、早退等により契約職員が勤務しないときは、その勤務しない時間について給与額を減額した給与を支給する。

２　公共交通機関の遅延による遅刻で遅延証明書等を提出した場合には、遅刻を免除する。

３　遅刻３回で給与の１日分の半額を減額する。１ヶ月の内に頻繁に遅刻をした場合、減額額の上限は給与の1割までとする。これを超えた減額をする場合には、超える部分の減額は翌月に繰延べるものとする。

４　その他の事情により、欠勤、遅刻、早退等をした場合においても、会長の許可を得たものについては、減額しない

（細則）
第12条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

（改廃）
第13条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則（令和６年３月28日第３回通常理事会承認）
この規程は、令和６年３月28日より施行する。